

第7章 歴史文化の保存・活用の体制と取り組み

1. 歴史文化基本構想の実施・推進体制

歴史文化基本構想の実施・推進体制の構築や充実・強化の方針を、次のように設定します。

(1) 市民参加と協働による歴史文化の保存・活用と管理運営の体制づくり

すべての歴史文化や文化遺産を対象とした保存・活用、管理運営をはじめとする関連文化財群や歴史文化保存活用区域などの歴史文化を活用する取り組みについては、先に述べたとおり、行政と市民等が一体となって推進する必要があります。

このため、市民等と行政が連携し、本構想を推進するための体制の構築を図ります。

(2) 関係人口の活用

一方で、益田市では中山間地域や漁村を中心として人口減少や高齢化が進んでいることから、歴史文化を保存・活用する取り組みを進める体制や財源を確保できない地域もありうる事が想定されます。その背景の一つとして、市内から市外・県外へ転居するなどの人口移動がありますが、このような益田市との関わりを持ち続けている出身者などの関係人口⁽³⁶⁾に、益田市の歴史文化の保存・活用を支援していただけるよう、情報発信や働きかけを行います。

特に、東京益田会、近畿益田会、広島益田会などの、益田市出身者の親睦組織とは緊密に連携し、益田市の歴史文化の保存・活用への支援を呼びかけます。これらの会との連携については、平成27年度に民間団体「日本遺産を目指す益田市民会議」が呼びかけた、1,000人から1,000円ずつ集めて益田市に寄附し、古文書を購入するという取り組みの際に多くの方に呼びかけ、寄附を集めることができたという実績があります。

(3) 庁内連携体制の充実・強化

本構想で取り上げている関連文化財群や歴史文化保存活用区域としての歴史文化の保存・活用は、文化財保護行政の新たな取り組みであり、文化財単体としての保存・活用だけでなく、周辺環境を含めた保存・活用やネットワークづくりなどの、従来の文化財保護の枠を超えた内容を含んでいます。また、本構想の策定においては、市文化財課と観光交流課が連携して事務局を担い、加えて政策企画課、都市整備課、社会教育課及び美都総合支所、匹見総合支所との連絡体制を確保しています。本構想の推進にあたっては、今後も、庁内連携体制の充実・強化を図ることとします。

(4) 関係機関や自治体との連携

本構想を推進するにあたっては、市民や専門家の協力とともに、文化庁や島根県・島根県教育委員会、大学等を含めたその他関係機関とも連携を図ります。

また、関連文化財群に関しては、その設定に際して市域を越える場合や、市外・県外の関連の深い地域との連携が有効な場合が想定されることから、保存・活用の幅や魅力をより高めていくためには、必要に応じて他の市町村等との連携を進めることとします。

⁽³⁶⁾ 関係人口…その地域に住んでいる人を「定住人口」とし、地域外から短期的に訪れる人を「交流人口」と呼ぶのに対し、そのどちらでもなく、地域に関わる人や応援する人を「関係人口」と称する。造語。

(5) 文化遺産に関する情報の一元管理と発信・普及啓発の体制づくり

本構想を推進していくためには、地域に存在する有形・無形、指定・未指定等の文化遺産や文化財保護制度、関連文化財群や歴史文化保存活用区域など歴史文化に関する情報について、文化遺産の所有者のみならず、広く市民等に周知し共有するとともに、啓発にも取り組む必要があります。

このため、歴史文化と文化遺産に関する情報を文化財課が一元管理するとともに、庁内での情報の共有を図ります。

また、広報紙やホームページ、SNS⁽³⁷⁾、パンフレットなどを活用し、さらに、講座・講演会、研修会、体験型学習、フィールドワークなどを通して情報発信と普及啓発に努めます。

(6) 危機管理の体制づくり

本構想を推進していくためには、歴史文化と文化遺産の確実な保存が前提となります。このため、個人情報の保護に留意しながら、地域に存在する歴史文化と文化遺産の適切な情報提供を進めるとともに、文化財総合的把握調査員をはじめとした市民、文化遺産の所有者等との連携体制により、文化遺産の現状の把握に努めます。また、災害等に際しては、文化遺産のき損・滅失の情報を速やかに収集して、現状復旧に取り組めるよう、文化遺産の危機管理体制の充実・強化を図ります。

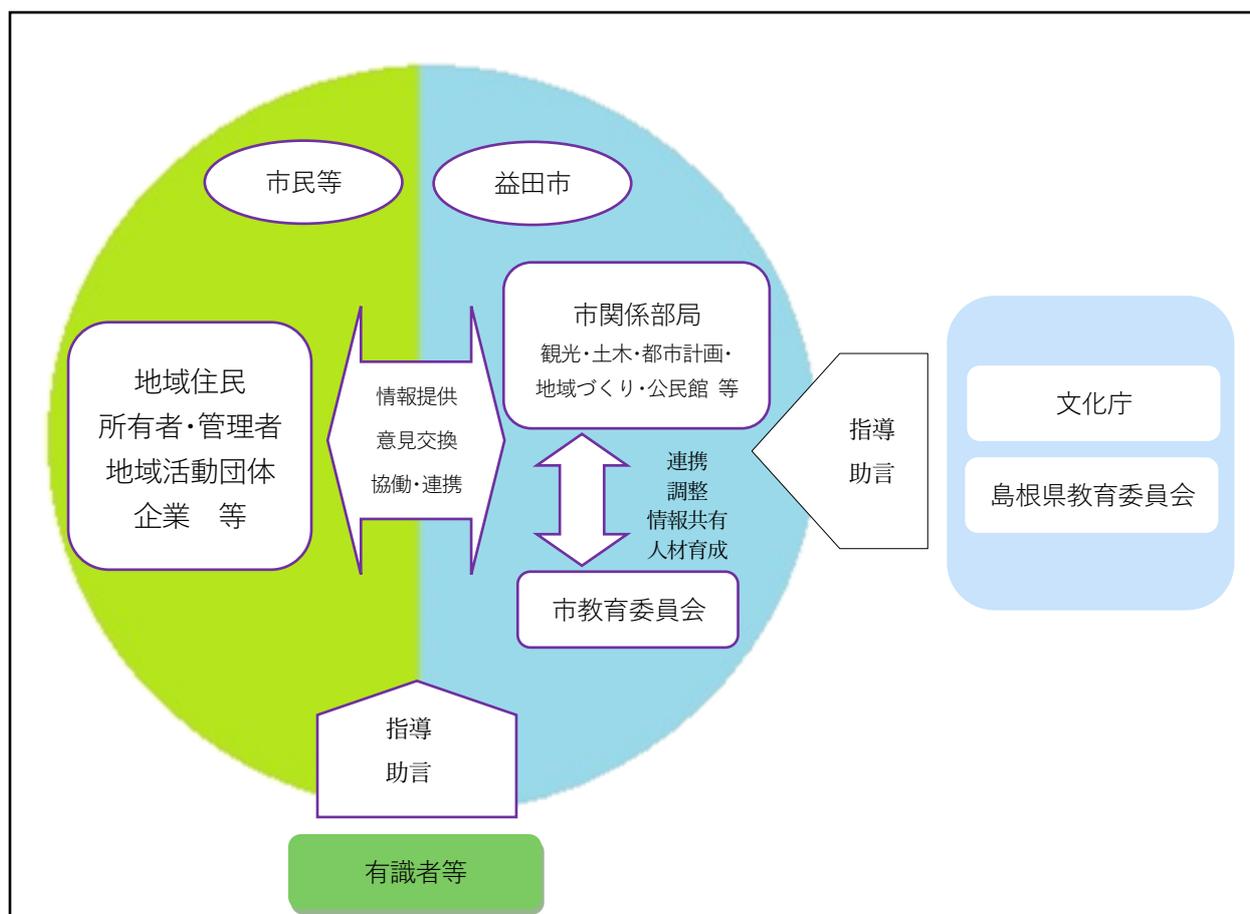


図 7-1 歴史文化基本構想の推進体制

⁽³⁷⁾ SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス(social networking service))…Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービス。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービスで、フェイスブックなどがある。

2. 歴史文化保存・活用の担い手づくり

歴史文化保存・活用の担い手づくりの方針を、次のように設定します。

(1) 歴史文化保存・活用の担い手の確保

建造物等の文化遺産の日常的な清掃や美化と維持管理、民俗芸能の継承などは、市民の主体的な取り組みが不可欠です。益田市には、数多くの文化・芸能団体があり、様々な形で歴史文化の保存の取り組みがされています。しかし、担い手の高齢化や減少といった状況もみられ、特に民俗芸能などの無形の歴史文化に関しては、担い手の存在がその歴史文化の存続を左右することになります。

このため、文化・芸能団体や学識経験者等と連携・協力しながら、歴史文化の保存に関わる担い手や団体の確保と育成及び支援に努めます。具体策として、既存団体に加え、歴史文化の保存及び継承、清掃などの維持管理に取り組む団体の立ち上げや、活動の支援を検討するとともに、関係する市民や団体が相互に交流・連携できる場と機会の確保に努めます。

また、文化財の所有者や管理者、周辺住民や団体による日常的な維持管理等については、文化財に関する法令や補助制度に基づき支援を図ります。

(2) 歴史文化を活かしたふるさと教育・ふるさと学習の充実

市民を含めた多くの人の歴史文化への関心や理解を高めることは、文化遺産を含めた歴史文化の担い手の育成確保の基礎であり、とりわけ次世代の担い手となる子どもたちに、どのような手段で地域の歴史文化を伝えていくかは、教育における重要な課題の一つとなっています。

このため、子どもたちが地域への理解や愛着を深めるよう、学校教育におけるふるさと教育・ふるさと学習の充実を図ります。また、生涯学習などを通じて、幅広い世代に歴史文化に関する学習や体験機会を提供するとともに、歴史文化をテーマとした世代間交流、地域間交流などを進め、将来的に歴史文化の担い手の確保と育成に寄与するよう努めることとします。

ア. 学校における取り組み

様々な分野において将来の地域の担い手となる子どもたちに対し、地域の歴史文化を学ぶ機会を提供することで、誇りと愛情を持ってふるさとを語ることができる人材育成の場を整えていきます。具体的には、小中学校へ出向く出前授業を行い、身近な遺跡の出土品を直接見たり、触れたりすることで、教科書からは学ぶことのできない地域の歴史を実感できる環境を提供しています。また、地域の歴史や民話を基に編集された「益田ふるさと物語」を活用した取り組みなど、ふるさと学習の充実を図っています。

その一方では、市教育研究会社会科部会、小中学校社会科教員研修と連携することで、市の歴史文化を教材に取り入れることを促しています。これまでも、中須東原遺跡や益田氏城館跡・七尾城跡を題材として教職員を対象としたワークショップを複数回開催したほか、教



写真 7-1 益田市の歴史文化を授業に取り入れる方法を考えるワークショップ

員研修で講義を行っており、今後も、このような取り組みを進め、学校現場で活用しやすい教材・プログラムの作成についても検討することとします。

イ. 生涯学習における取り組み

地域学習を通じて地域に対する愛情を育み、将来のまちを支える人材を育成するとともに、子どもだけではなく、大人の教育力の向上をも目指す生涯学習に関連する事業との連携を促進します。その中で、事業目的の一つである、大人自身の「まち再発見」を促す取り組みの一環として地域の歴史文化を学ぶ機会を取り入れ、その地域の歴史文化を魅力の一つとして認識する環境を整えていきます。

具体的には、益田市立歴史民俗資料館、益田市立雪舟の郷記念館等の市立の文化施設や公民館における企画展、まち歩きや体験などのイベントを開催し、益田市や地域の歴史文化にふれる機会を増やします。将来的には市民大学構想なども検討します。

これらの取り組みを通して、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象とした、地域の歴史文化を担う人材の育成と確保を目指します。



写真 7-2 「わたしたちのまち発見事業」
によるバスを利用したまち歩き

(3) 歴史文化の保存・活用の協力者の確保とネットワークづくり

歴史文化の保存・活用には、それらが存在する地域の取り組みだけでなく、他の地域や益田市全体、さらには市域を越えたつながりや支援が大きな力となります。

このため、歴史文化そのものや歴史文化が存在する地域などの情報を広く発信するとともに、学習や体験機会等の確保と充実を図り、益田市や各地域の歴史文化への関心を高め、その保存・活用、まちづくりや地域づくりなどの協力者、または支援者の確保と人的ネットワーク・応援団づくりに努める必要があります。併せて、ボランティアガイドをはじめ地域の歴史文化に精通した人材、歴史文化を伝え活かす人材などの育成を図ります。

ア. 市街地と農山漁村の交流

山も川も海も豊かな益田市の各地域には、それぞれに特有の歴史文化が存在します。それらは、文化財単体だけでなく、文化財を取り巻く環境や、地域に受け継がれてきた伝統的な文化や行事など、有形・無形を問わず様々な形態で継承され、現在に至っています。しかしながら、近年、これらの所有者や継承者の高齢化、人口減少等に伴い歴史文化の担い手不足が懸念される状況にあります。

特に人口減少が顕著である中山間地域では、農山村特有の生活や社会性によって形成されてきた伝統や、大切にされてきた歴史文化の後継者確保が急務となっています。また、沿岸部の漁村においても、生活様式の変化や多様化は避けられない状況にあり、中山間地域と同様に、今後の歴史文化の継承への課題となると考えられます。

中山間地域や漁村における歴史文化の保存・活用に対する支援策の一つとして、「市街地と農山漁村との交流」が有効と考えられます。市街地に住む人々にとっては、農山漁村の暮らしは懐かしい、あるいは新鮮に感じられるはずであり、また、農山漁村に暮らす人々にとっても、支援者の拡大は必要不可欠です。交流を通じて農山漁村の歴史文化の保存や継承を支

援するネットワークづくりを推進します。

また、そのような方法の一つとして、「上下流交流」が考えられます。高津川・匹見川や益田川は市内の多くの地域を貫流していますが、その上流域と下流域が交流することで、支援のネットワークをつくとともに、川を通じて地域の歴史文化への理解が深まることが期待されます。

今後は、益田市の歴史文化の保存・活用に向けた担い手確保を念頭に置いた都市農山漁村交流の実現に向けて、市内外に対して働きかけを行っていきます。

イ. 歴史文化の保存における関係人口の活用

前述のとおり、益田市では中山間地域や漁村を中心に、人口減少や高齢化による歴史文化の保存・活用の担い手不足が懸念される状況にあります。その背景の一つとして、市内から市外・県外へ転居するなどの人口移動や、また、市内の中山間地域から市内の市街地への人口移動があります。

このような人口移動のうち、県内の他市町村や広島県・山口県などの近隣地域に在住する出身者については、関係人口として出身地域との関わりが継続できるよう働きかけるとともに、そのためのネットワークづくりを支援します。また、出身地域の歴史文化の保存や伝統芸能の継承を支援いただけるよう啓発する等の情報発信に努めます。

ここでも東京益田会、近畿益田会、広島益田会などの、益田市出身者の親睦組織と連携し、益田市の歴史文化の保存への支援を呼びかけます。



写真 7-3 東京益田会と益田市の懇談



写真 7-4 近畿益田会総会



写真 7-5 広島益田会総会



写真 7-6 日本遺産を目指す益田市民会議との連携
(古文書購入のための寄附金贈呈式)

3. 歴史文化の調査・研究の推進方針

歴史文化の調査・研究の推進方針を、次のように設定します。

(1) 文化財総合的把握調査の継続的な実施

これまでの文化財総合的把握調査において把握した文化遺産のほかにも、各地域には、依然として把握できていない文化遺産が多数存在すると考えられます。

このため、これまでの文化財総合的把握調査の成果や経験を踏まえ、今後も、市民の協力・参加のもとに文化財総合的把握調査を継続していきます。

(2) 文化遺産の専門的調査の計画的な実施

文化財総合的把握調査で把握した文化遺産については、その全てにおいて価値や評価が明確になっているものではありません。

このため、把握されたいくつかの文化遺産については、今後、優先順位を設定し、現地調査や聞き取り調査などを通じて、より詳細な状況・内容を把握するとともに、必要に応じて専門的な調査を実施し、その保存・活用を検討することとします。また、解明されていない部分がある指定文化財・登録文化財についても、必要に応じて学識経験者の協力を得ながら、専門的な調査の実施を検討します。

さらに、調査に伴って特にその価値が顕著になった文化財については、指定または登録を検討します。

(3) 研究体制の充実・強化

益田市では、平成 22(2010)年 5 月の「益田市の活力ある文化施設の目指すべき将来像に関する答申」において市に実施を期待する重点的施策として提言された「歴史文化研究センター」を平成 24(2012)年 4 月に開設し、島根県や東京大学史料編纂所の協力を得て、益田氏や益田地域関係史料の調査など研究成果を蓄積しつつ、歴史文化の情報収集及び発信と併せ、調査研究や情報を歴史文化基本構想の策定に反映する取り組みを進めてきました。

今後、本構想を具体化していくためには、市や地域の歴史文化に関する最新の研究成果が推進力・発信力となります。このため、文化財の担い手、関係団体、及び学識経験者・専門家、大学等との連携を図り、益田市歴史文化研究センターの体制の一層の充実・強化に努めます。

ア. 共同研究の誘致と推進

益田市の歴史文化は全国的にも注目されるものであり、すでに島根県古代文化センター、東京大学史料編纂所、国立歴史民俗博物館等と中世における共同研究を実施しています。

一方、中世の歴史文化以外にも、豊かで特徴的な自然(植物・地質等)や、匹見の縄文遺跡群、沿岸部の巨大古墳群、古代官衙遺跡群や都茂鉦山などを有するため、様々なテーマの共同研究が可能な状況にあります。

しかし、益田市独自の調査研究には限界が伴う



写真 7-7 国立歴史民俗博物館の共同研究の
現地調査

ため、各方面へ情報発信を行うとともに、県や他市町村、大学や博物館等との共同研究の誘致及び推進に努めます。

イ. 学会や研修旅行等の誘致

前述した共同研究の誘致以外にも、日本中世史などの学会や大学研究室、その他研究機関に対し、益田市での学会の開催や研修旅行等の実施について働きかけを行います。その際は、「益田市観光振興・MICE 誘致計画」を最大限活用します。また、これにあわせて、益田市を拠点とした様々な研究に関する取り組みが可能となるよう、益田市の歴史文化や各種取り組みの情報発信を行うことにより、積極的に誘致を推進します。



写真 7-8 中世都市研究会益田大会

平成 26(2014)年

(4) 歴史文化と文化遺産の調査及び研究の蓄積と活用

歴史文化と文化遺産の調査や研究の成果などは、体系的に整理・蓄積し、また、それらをいつでも活用できるようにしておくことで、次の調査や研究の展開はもとより、価値ある歴史文化と文化遺産の有効活用につながります。

このため、歴史文化と文化遺産の調査や研究の成果などは、文化財課による一元管理と、検索可能な形でのデータベース化や地図情報化の取り組み、さらには、庁内における情報の共有化を図ることとします。

また、こうした文化遺産の調査や研究に関する成果及び情報は、個人情報保護を前提として適切に情報公開するとともに、未指定等の文化遺産の保存・活用や教育・文化行政、観光や産業振興、まちづくり、地域活性化、景観保全・形成などの基礎資料として、その活用に努めます。

併せて、大学等の研究機関と連携しながら、歴史文化と文化遺産の調査や研究の成果などを共有化し、益田市の歴史文化と文化遺産に関するデータベース構築を目指します。

4. 歴史文化を活かしたまちづくりや地域の活性化

歴史文化を活かしたまちづくりや地域の活性化の方針を、次のように設定します。

(1) 関連文化財群の活用に向けた取り組み

第5章で示している関連文化財群は、テーマやストーリーによって文化遺産を結ぶ保存・活用の方法であり、ネットワーク化によるまちづくりの例示であるとともに、観光交流など活性化の資源としての活用も期待できるものです。このため、関連文化財群については、市民等への情報提供や活用の具体化に向けた機運の醸成に努め、具体的取り組みとその優先順位を検討する必要があります。

関連文化財群の活用の具体化については、市民等と一体となって取り組むことが肝要であり、実際にそれらをめぐるルートづくりや現地見学会の開催、パンフレットの作成、講演会やワークショップの開催など、活用策の実現に努めます。併せて、文化財(群)とその周辺環境の整備の方針などを定める「文化財保存活用地域計画」を作成し、活用のための関連事業を進めます。

(2) 歴史文化保存活用区域の具体化に向けた取り組み

第6章で示している歴史文化保存活用区域は、「歴史文化を知り、守り、活かし、文化の薫り高い地域(区域)を育てる」ことを目的としています。この考え方は、従来から益田市が歴史文化の活用においてかかっているフィールドミュージアム構想とも一致するものです。本構想では、この目的を踏まえて歴史文化保存活用区域のモデルケースを例示しています。

この、歴史文化保存活用区域をもとに、今後、市民等との情報共有や説明会の開催などに努めながら、区域における歴史文化を活かしたまちづくりの取り組みを促進することとし、関係する事業の展開を図ります。

また、まちづくりの具体化にあたっては、「文化財保存活用地域計画」の作成や「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定とそれに位置づけた重点区域における事業の展開について検討します。

(3) 魅力ある地域づくりと活性化に向けた取り組み

益田市の各地区は、それぞれ特徴的で魅力的な歴史文化を有しています。これらを活かし、魅力的な地域づくりを行うことにより、観光振興や地域活性化等にもつながる効果が期待されます。

ア. 特徴的・魅力的な景観地の保全

地域における生活や生業、風土を背景に形成されてきた景観地は、文化的景観としてその価値や構成要素を明らかにすることで、益田市を表すものとして将来にわたり存続できるよう、文化財指定も検討していきます。現時点では、河川流域の人文・自然景観や、赤瓦のまち並み景観などが候補として挙げられます。

また、地域の景観保全やまち並み等の整備に関しては、都市計画や景観計画等の関連する計画との調整が必要となるため、関係部局との連携を図ることとし、将来的には、「歴史的風致維持向上計画」の認定を目指すことも検討していきます。

イ. 観光振興の取り組み

益田市には、全国に誇ることができる歴史文化が数多くあります。具体例として、縄文遺跡群や大型古墳群、中世益田氏を中心とした文化遺産や豊かな自然景観等が挙げられるほか、農林水産業をはじめとした特産品や加工品など、観光資源として活用が見込める素材が十分あります。また、萩・石見空港や JR 山陰本線・山口線、バス路線の利用促進のためにも、観光振興は重要な課題と言えます。

しかしながら、観光振興を前提としたバリアフリー化やグローバル化を視野に入れた観光拠点の整備や情報発信等で立ち遅れている面があり、今後の観光振興を考える上では、様々な角度から課題の解消に取り組んでいく必要があります。具体的には、そもそも観光情報の発信が少ないこと、インバウンド(外国人観光客の誘致)をにらんだ情報発信の多言語化、広域連携の取り組みが不十分であること、などです。

一方、平成 29 年度の「石見の戦国武将」展や平成 28 年度の歴食 JAPAN サミット in 益田などのグラントワと連携した情報発信や交流人口拡大の取り組み、民間団体「益田「中世の食」再現プロジェクト」の取り組みの展開、「まわって集めよう！ 益田氏の武将カード」による周遊や広域連携の取り組みなど、新たな観光振興の取り組みが近年、進みつつあります。

今後も引き続き、市観光交流課を中心とした関係部局、島根県立石見美術館や民間団体と連携し、各分野の魅力や強みを活かした観光振興に取り組む中で、協働して事業を展開していくこととします。

また、近隣の浜田市・津和野町、山口県山口市や萩市などの周遊や、さらには大田市や県東部や広島県との広域連携を進めていきます。

特に中世の時代については、安来市・大田市や津和野町、さらには山口市、広島県では毛利氏に関わる北広島町・安芸高田市・三原市・竹原市などとの広域連携が期待でき、萩・石見空港と他空港を活用した周遊も考えられます。さらに、雪舟をテーマに雪舟サミットで連携している市町との周遊、益田氏つながりで萩市須佐との連携など、様々な可能性を秘めています。



写真 7-9 石見の戦国武将展



写真 7-10 中世の食から派生した島根県立石見美術館のコレクション展とのコラボレーション企画「中世益田を感じられる一品料理」



写真 7-11 まわって集めよう！
益田氏の武将カード

このような取り組みの実施にあたっては、本構想を活用し、文化庁が主管する補助事業(「日本遺産魅力発信推進事業」や「文化財保存活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業」など)の支援を受けることを目指すほか、県観光担当部局とも緊密に連携することとします。

(4) 市民による文化遺産の「発見」と保存・活用を支援する仕組みの検討

文化財とは、一般的には「指定されたもの」という意識が強いと考えられ、未指定のものや、文化財に関わる様々な要素(周辺環境)については、その存在や価値に目が向けられていない場合が多いといえます。しかしながら、これらの、本稿で言うところの文化遺産の保存・活用も大切であり、その中には地域の魅力づくり、まちづくりの新たな柱となるものも存在すると考えられます。

このため、文化遺産の保存・活用、また、関連文化財群や歴史文化保存活用区域など歴史文化の活用の具体化や、新たに区域を設定する場合において、市民等が中心となって行う文化遺産の掘り起しやその情報共有、文化遺産の保存・活用の取り組み、歴史文化を活かしたまちづくりや地域づくりを支援する仕組みについて検討します。

(5) 国内外への情報の発信

文化遺産は、学術的・教育的な価値に加え、観光、交流、地域活性化などを推進する資源としての役割も有しています。近年では、外国人観光客を含めた来訪者数の増加や、それに伴う観光消費額を増やすことに加え、益田市における様々な形の交流を深め、関係人口の拡大を生み出すツールとしても期待されます。

このため、庁内関係部局及び関係機関等が連携しながら、文化遺産を多様な形で活かす方法を工夫するとともに、国内外への情報発信に努めます。また、市民や地域活動団体、来訪者などによる SNS の活用や口コミなどを通じた情報の提供、発信を促進します。

5. 文化遺産の危機管理と防犯・防災と地域との関わり

文化遺産の危機管理と防犯・防災の方針を、次のように設定します。

(1) 総合的把握調査の成果を活用した文化遺産の危機管理

文化財は、劣化や落書き、盗難、災害などによって滅失・き損してしまうこともあります。特に未指定・未登録の文化遺産の場合は、その価値が周知されず、忘れ去られ、埋もれてしまうことが多分にあるといえます。

近年、多発する地震等の災害においては文化遺産も被災していますが、事前の調査による記録をもとに既存の状態に復旧できたものと、記録がなく、被災前の状態が把握されていなかったため、旧来の状態に復旧することが困難となっていたり、救済されずにそのまま失われていたりするなど、事後の対応が二極化している現状もあります。

このため、市民や所有者等に対し、文化遺産の防犯・防災に関する情報提供や、意識啓発を図る必要があります。併せて、文化遺産の日常の管理方法や防災対策の現状、災害時の文化遺産の避難方法、教育委員会などの関係機関との連絡方法などについて、所有者や地域に対して定期的に確認を行い、必要な時に具体的な対策がとられるよう、地域との連携や活動支援に努めます。

また、文化遺産の防犯面については警察と、防災面については益田広域消防本部や市担当部局と連携しながら、地域の方々と連携して文化遺産を犯罪や災害から守ることに取り組みます。さらに、災害時の対策については、市の防災計画に文化遺産に関する事項を盛り込むよう、関係部局と調整を図ります。

(2) 歴史文化と文化遺産から防災を学ぶ取り組み

日本では、災害における過去の経験から、様々な形態で教訓として伝えられているケースが全国的に多くあります。益田市も同様に、幾度も水害に見舞われてきた経緯から、その教訓を伝える文化遺産を複数有しています。また、関連文化財群でも「過疎に向き合い、ふるさとに生きる人々」を設定し、災害とその対策の歴史を振り返ることができるようにしています。

こうした歴史文化を活用し、文化遺産の存在を明示することで、過去に学び、防災意識を高めていきます。

6. 保存活用(管理)計画作成の考え方

(1) 保存活用(管理)計画の目的

保存活用(管理)計画は、本構想内の各章で取り上げた事項や、関連文化財群、歴史文化保存活用区域等の保存・活用を具体化するために作成するものです。計画を作成することで、文化財の保存・活用に向けた方向性を定め、文化財とその周辺環境を含めて歴史文化の保存・活用を図ることを目的としています。

益田市では、これまで史跡を対象とした保存活用(管理)計画を策定していますが、ここで述べる保存活用(管理)計画は、本構想に基づく文化財(群)等を対象とした計画を指します。

なお、作成にあたっては、市の上位計画や各種事業計画等、関連する他の計画との整合性を図ることに留意し、関係各課との連携のもとに推進する必要があります。

参考：国指定等文化財を対象とした個別の保存活用計画

従来からの制度である国指定等文化財の個別の保存活用計画(史跡名勝天然記念物の場合は、平成 26(2014)年度以前は「保存管理計画」、重要文化財(建造物)は、それぞれ文化庁が作成した手引きや策定指針があります。益田市では、これまで下記の保存活用(管理)計画を策定しています。

- 「史跡益田氏城館跡保存管理計画」平成 19 年 3 月(益田市教育委員会)
- 「史跡中須東原遺跡保存活用計画」平成 28 年 2 月(益田市教育委員会)

(2) 保存活用(管理)計画に定める事項

ア. 基本的事項

保存活用(管理)計画は、その対象とする文化財(群)によって、様々な策定主体が想定され、計画策定に至る趣旨や具体的な方向性も異なることが考えられます。

このため、計画で定めるべき基本項目については、以下のとおりとします。

- ①対象となる文化財(群)
- ②文化財(群)の保存・管理の方針
- ③文化財(群)の整備・活用の方針
- ④体制整備の方針
- ⑤具体的な事業計画

イ. その他、保存活用(管理)計画に定めることが望ましい項目

今後、保存活用(管理)計画を作成するにあたって、計画の中に定めることが望ましいとされる項目が新たに生じた場合は、その都度、計画での位置付けについて検討することとします。

7. 歴史文化基本構想の課題と展開

(1) 推進における課題

本構想に位置づけた取り組みの施策化や事業化にあたっては、優先順位づけや年次計画等の作成を行い、国・県との連携及び庁内における調整のもとに、必要な財源の確保に努めます。

また、文化庁における補助制度だけでなく、必要に応じてその他の関係省庁の制度の活用も検討するとともに、市民や地域活動団体等の取り組みに関しては、民間の助成制度の活用や収益事業を含めた活動事例の紹介などに努めます。

(2) 文化財の指定についての課題

平成16(2004)年の1市2町の合併に際して、旧市町の指定文化財はそのまま新市の指定文化財として引き継がれました。このため、文化財の名称や指定基準、現地説明看板の仕様などがまちまちな状態になっています。この問題については、今後、文化財保護審議会にはかりつつ、整合性がとれるよう対処することとします。

(3) 今後の事業展開

本構想は、歴史文化と文化遺産の保存と活用のマスタープランとしての役割を担うことになります。

このため、今後、本構想に基づき、①益田市が実施主体となる取り組み、②住民・地域活動団体等が中心となる取り組み、③協働の取り組みなどを洗い出し、施策化、事業化に向けて、これまでの施策の継続・拡充や新規事業などを検討します。

その中で、緊急度、効果、波及性、市民等との協働、事業費の規模などを踏まえ、施策・事業の優先順位を設定し、年次計画等に基づいてプログラムを作成するとともに、市の実施計画への位置づけることとします。

また、本構想の具体化と、それに伴い作成する保存活用(管理)計画の進行管理を的確に行うためには、計画的に施策を実施し、定期的に達成状況や課題の把握などを検証し、改善や他の事業への反映に努める必要があります。

本構想については、こうした進行管理の過程や、社会情勢の変化、学術的調査の結果等を踏まえ、必要に応じて改定していくものとします。